

家庭における省エネ支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、兵庫県内の住宅におけるエネルギー利用の効率化を促進するため、公益財団法人ひょうご環境創造協会（以下「協会」という。）が、予算の範囲内において、補助対象機器設置費用の一部を補助する「家庭における省エネ支援事業補助金」（以下「補助金」という。）の交付に関して必要な事項を定める。

(補助対象者)

第2条 この要綱に基づき補助金の交付の申請ができる者は、次の各号いずれにも該当する者とする。

- (1) 兵庫県内に所在する既築住宅（平成26年3月31日以前に新築した住宅で、賃貸住宅、共同住宅及び店舗・事務所等との併用住宅を除く。以下同じ。）に自らが居住し、補助対象機器を設置した者。
- (2) 協会が実施する「うちエコ診断」を受診した者

(補助対象機器)

第3条 補助対象は、既設の太陽光発電システムと連携させて新設するV2H充放電設備の本体(以下「補助対象機器」という。)とする。

(補助対象機器の要件)

第4条 補助対象となる機器の要件は、次の各号に該当する機器とする。

- (1) 未使用であり、リースでないこと。
- (2) 令和7年4月1日から第6条の協会が指定する期間までに設置が完了した機器であること。
- (3) V2H充放電設備は、国（一般社団法人次世代自動車振興センター）が実施する令和6年度以降の補助事業における補助金対象のメーカー・型式であること。

(補助対象経費及び補助金額)

第5条 補助対象経費は、補助対象機器の購入費とし、パワーコンディショナー等オプション品、機器設置工事費用、セットアップ費用、諸経費、消費税及び地方消費税は補助対象としない。

2 補助金額は、10万円とする。

3 前項の規定にかかわらず、本補助金と他の補助金の合計額が補助対象経費を上回る場合の補助金額は、補助対象経費の額を限度とする。

(補助金の交付申請及び請求)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象機器の設置後において補助金交付申請書兼請求書（様式1）に次の各号に掲げる書類を添付して、協会が指定する期間までに提出するものとする。

- (1) 領収内訳書（様式2）

- (2) 補助金にかかる誓約書（様式3）
- (3) 補助金振込口座登録用紙（様式4）
- (4) 既築住宅の建築年月日等が確認できる「登記事項証明書」の写し
- (5) 補助対象機器が含まれる「領収証」の写し
- (6) 補助対象機器にかかる次に掲げる書類

国（一般社団法人次世代自動車振興センター）が実施する令和6年度以降の補助事業における補助金対象のメーカー・型式であることがわかる箇所の写し

- (7) 設置後の補助対象機器の写真及び既に設置されている太陽光発電システムの写真
- (8) 製品保証書の写し
- (9) その他協会が必要と認めるもの

（補助金の交付決定及び支払）

第7条 協会は、前条の規定による補助金交付申請書兼請求書を受け取った後、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付の条件に適合すると認めたときは、補助金交付決定通知書（様式5）を申請者に通知し、この通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）に対し補助金を支払うものとする。

2 協会は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

3 協会は、第1項の規定により補助事業者に対して補助金の支払をするときは、補助事業者が提出した申請書類に添付された、補助金振込口座登録用紙に記載された補助金振込先に振り込むものとする。

（補助事業の承継）

第8条 協会は、補助事業者について相続等により補助事業を行う者が変更される場合において、その変更により事業を承継する者が当該補助事業を継続して実施しようとするときは、補助事業承継承認申請書（様式6）を提出させることにより、その者が補助金の交付に係る変更前の補助事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができる。

（交付決定の取消し等）

第9条 協会は、次の各号の一に該当する場合には、第7条第1項の交付の決定の全部もしくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱に基づく協会の処分又は指示に違反した場合。
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、その他不適当な行為をした場合。

2 協会は、第1項に基づく取消し、又は変更をしたときは、速やかに補助事業者に通知するものとする。

3 協会は、第1項の規定により取消した場合において、当該取消しに係る部分に関して既に補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

4 補助事業者は、第3項の補助金の返還の請求を受けた場合、返還期限までに補助金の返還を行わなければならない。

(取得財産等の管理等)

第10条 補助事業者は、補助金の交付により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産」という。）については、8年以上善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 協会は、補助事業者が取得財産を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部もしくは一部を協会に納付させることができる。

(個人情報の取扱い)

第11条 協会は、補助事業の実施にあたって知り得た個人情報については、本補助事業の実施にかかる目的にのみ使用する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関する必要な事項は協会が別に定める。

附則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年5月27日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

この要綱は、令和7年6月17日から施行し、令和7年4月1日から適用する。